

ちよだ成年後見センター

ほほえみを いつまでも

福祉サービス利用支援
成年後見制度利用支援
将来に備えるサービス
福祉専門法律相談

- 今は元気だけど、将来の生活が不安
- 難しい契約や手続きができない
- もの忘れがあり、通帳やお金の管理ができない
- 相続や遺言などについて相談したい



社会福祉法人
千代田区社会福祉協議会

- もっと安心して暮らすために……………10・11ページ
- 将来に備えるサービス・福祉専門法律相談……………8・9ページ
- 成年後見制度利用支援……………6・7ページ
- 福祉サービス利用支援……………4・5ページ
- あなたに合ったサービスは?……………2・3ページ










あなたに合ったサービスは？

これで解決！

お困りごとは何ですか？

ちよだ成年後見センターのサービス

-  福祉サービス利用の契約など、ひとりで決めるのは不安。
-  金融機関に同行したり、公共料金等の支払いをしてほしい。
-  家族の判断能力が非常に不安で、銀行から後見人をつけるように言われた。
-  悪徳商法や訪問販売にだまされたことがあり、今後も不安だ。
-  ひとり暮らしなので、認知症になってしまったときが心配。いまから関わって欲しい。
-  家族がもめないように自分の財産をきちんと配分したい。そのために遺言書をつくりたい。
-  自分の悩みを法律の専門家に相談したい。

- 福祉サービス利用支援 (4・5 ページ)**
 - 地域福祉権利擁護事業
 - 財産保管管理サービス

ちよだ成年後見センターと契約し、定期的な訪問などで手続き支援を行います。


- 成年後見制度利用支援 (6・7 ページ)**
 - 成年後見制度の申立支援
 - 後見人サポート

ちよだ成年後見センターでは申立の方法や後見人に選任された方の相談を行っています。


- 将来に備えるサービス (8 ページ)**

ちよだ成年後見センターと契約し、必要な時に訪問支援いたします。


- 福祉専門法律相談 (9 ページ)**

福祉に強い弁護士が丁寧に相談に応じます。



**もっと安心！
もっと私らしく！**
(10 ページ)

- 任意後見制度のすすめ
- 遺言のすすめ
- 死後事務委任契約のすすめ

**だまされなくて！
悪徳商法**
(11 ページ)

- 悪徳商法の被害にあわないための10カ条
- クーリングオフを使おう！

●もっと安心に暮らすために……………10・11ページ
 ●将来に備えるサービス・福祉専門法律相談……………8・9ページ
 ●成年後見制度利用支援……………6・7ページ
 ●福祉サービス利用支援……………4・5ページ
 ●あなたに合ったサービスは？……………2・3ページ

福祉サービス利用支援

- 福祉サービスを利用したいけれど、どうすればいいかわからない
- 不安なので、金融機関に同行してほしい
- 大事な書類を預かってほしい
 など、日常生活で困ったときあなたのお手伝いをするサービスです。

利用できる方

地域福祉権利擁護事業
 (日常生活自立支援事業)
 高齢者、または知的障がい・精神障がい等のある方で、判断能力に不安のある方

財産保管管理サービス

判断能力のある要支援・要介護の高齢者、または身体障がいのある方

サービス内容・利用料

●福祉サービス利用のお手伝い

福祉サービス利用に関する相談・情報提供・手続きや利用料支払の援助など

1時間
1,000円

●日常的な金銭管理サービス

預貯金の払い戻し・預け入れ・公共料金や家賃等の支払の援助など

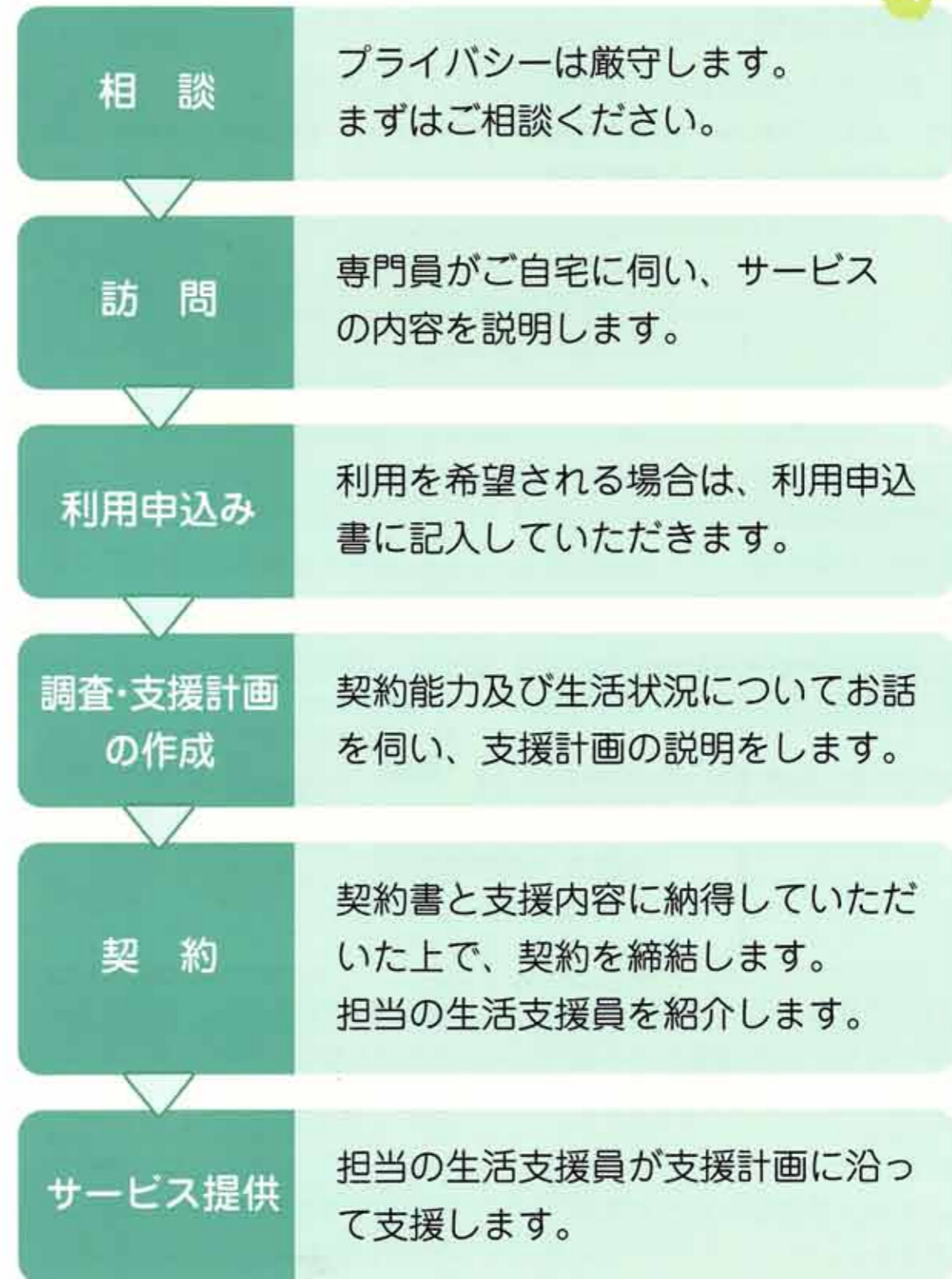
●書類等預かりサービス

年金証書・実印などの重要書類など

1ヶ月
1,000円

※住民税非課税世帯は減免、生活保護世帯は免除になります。

ご利用方法

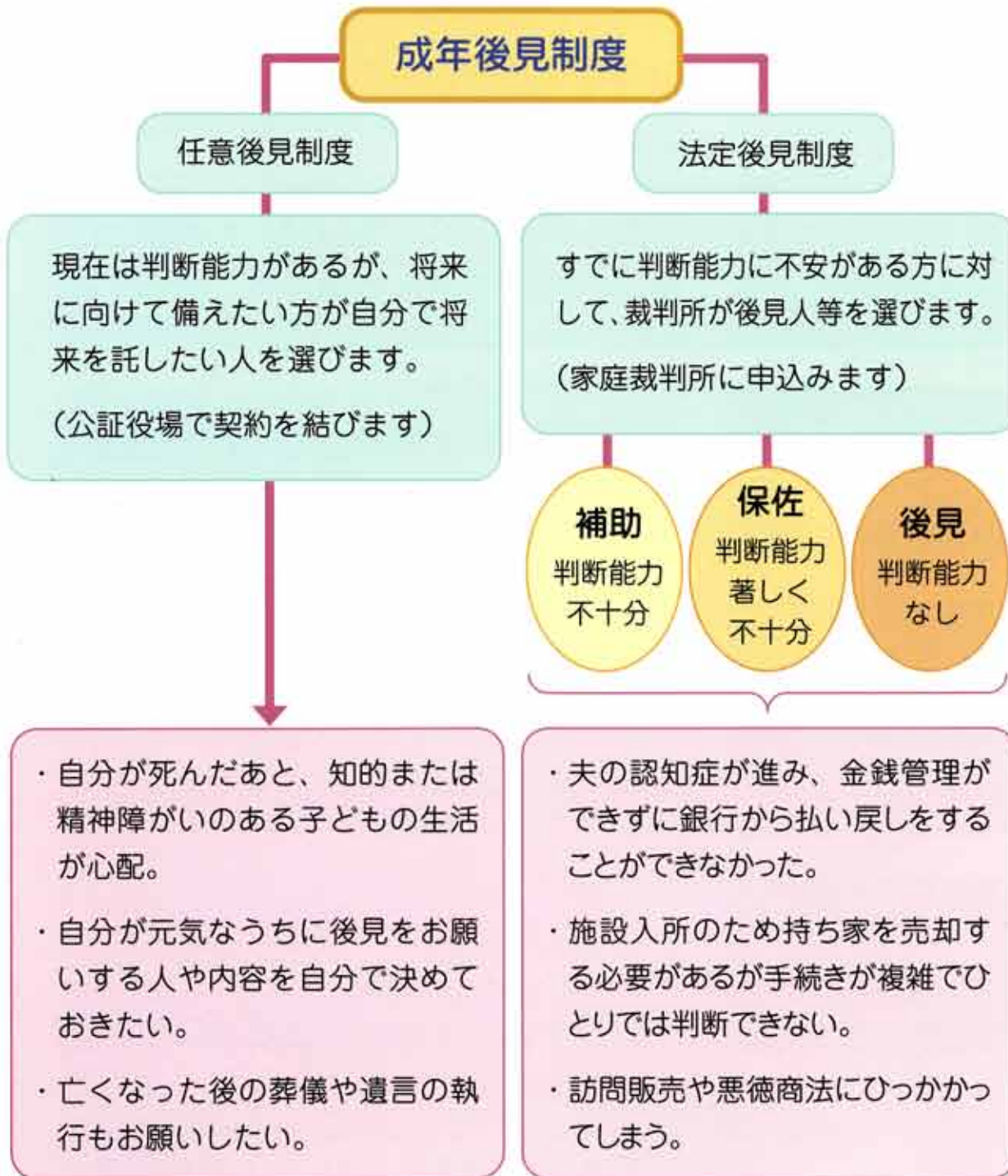




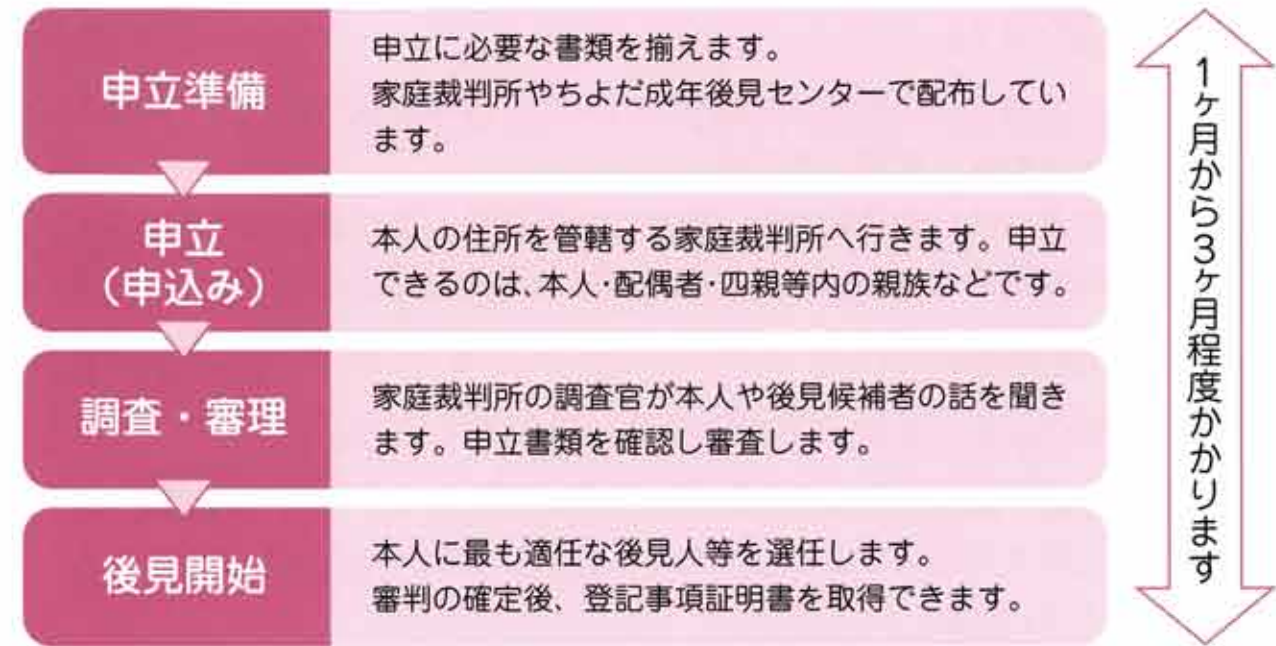
成年後見制度利用支援

成年後見制度とは

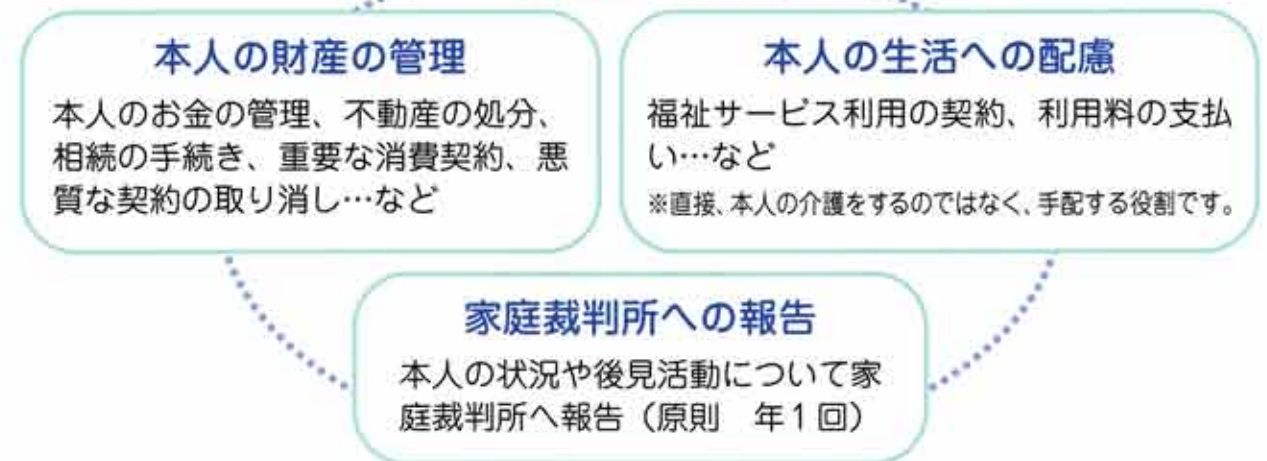
認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方のために、本人に代わって法的に権限を与えられた人【成年後見人】が財産管理や契約手続きを行う制度です。



法定後見制度 手続きの流れ



後見人等の役割



医療に関する同意は含みません。身元保証人とは違います。本人が死亡すると、後見人等から相続人に引き継がれます。

ちよだ成年後見センターでは…

- 制度の説明や利用手続きの支援をします。
- 後見人等に選任された方の支援をします。
- 社会福祉協議会が法人として後見受任する場合があります。
- その他、成年後見制度に関する相談に応じます。



将来に備えるサービス

利用できる方

- 区内にお住まいの元気な高齢者で近くに身寄りがないか、いても協力の得られない状況にある方
- 区内にお住まいの高齢者で、親族以外の後見人等が選任されているが、在宅でのこまめな見守り等支援が必要な方

サービス内容

- 毎月お元気確認や福祉サービスの情報提供を行います。
- 必要な時、訪問して備え①②③の支援を行います。
- 介護保険サービスでは対応できない個別サービスなどの相談に応じます。(備え④)



備え①
福祉サービスの
利用援助

備え②
日常的な
金銭管理

備え③
書類等預かり
サービス

備え④
個別
サービス

利用料

定額料金 1ヶ月 500円 (電話などによる月1回お元気確認)

毎月定額料金のほか、契約内容に応じて利用料がかかります。

訪問支援 1時間 1,200円

書類預かり 1ヶ月 1,000円

個別サービス 1時間 1,200円 (支援員1名につき)

高齢者や障がい者のための 福祉専門法律相談

「福祉相談弁護士グループ」の弁護士がご相談に応じます。

相談日 毎月第2・4木曜日 (原則)

時間 午後2時～4時20分 *ひとり40分

①午後2時～2時40分 ②午後2時50分～3時30分 ③午後3時40分～4時20分

場所 千代田区社会福祉協議会 西神田庁舎3階

相談料 無料

申込み 事前予約制 (電話 **5282-3100**) まで
お電話ください。



もっと安心！ もっと私らしく！



判断能力が低下したり、亡くなった後のことなど、元気なうちに決めておきませんか？

任意後見制度のすすめ

将来、判断能力が低下したとき、あらかじめ任せたい人（任意後見人）を決めておく制度です。

頼みたいことを細かく相談して決めることができます。

公証役場で任意後見人になる方とともに契約します。

判断能力が低下したときに家庭裁判所で手続きの上、支援が開始されます。

遺言のすすめ

遺言書は遺された家族や大切な人に送るメッセージです。

財産のある・なしは関係ありません。遺産をどのように配分するかなどを遺言にしておくことで安心です。

遺言には公正証書遺言と自筆証書遺言があります。最も確実な方法である公正証書遺言をおすすめします。

公正証書遺言と自筆証書遺言の違い

公正証書遺言

公証役場で遺言を作成します。自宅や病院でも作成することが可能です。

原本は公証役場で保管します。

死亡

遺言書に沿って、相続します。

自筆証書遺言

自分で名前と日付を記載し、押印します。保管には十分注意してください。

死亡

裁判所で検認を受けます。

遺言書に沿って、相続します。

死後事務委任契約のすすめ

入院費の精算や葬儀、納骨などあらかじめ決めておくことができます。

※この契約は上記制度とあわせて利用する場合があります。

だまされないで！ 悪徳商法

悪徳商法には、さまざまな種類と手口があります。

だまされた？と思ったら、ご相談ください。断れるチャンスはまだあります。

悪徳商法の被害にあわないための10カ条

- ① 本当に必要なものか冷静に考える。
- ② 公的機関を名乗ってくる相手には注意。
- ③ 話にごまかしや矛盾はないか？
- ④ 勧められたものは一般的な価格と比べて妥当か？
- ⑤ 話が分かりにくい場合は、家族や信頼できる人に相談する。
- ⑥ 「あの人が買うなら私も」という理由で買わない。
- ⑦ 年齢、住所、電話番号など個人情報を安易に教えない。
- ⑧ 脅されたり、帰ってもらえない時は警察へ通報する。
- ⑨ 世の中、そんな甘い話ほころがっていない。
- ⑩ タダより怖いものはない。

うまい話に裏がある！

訪問販売や電話の勧誘、マルチ商法や自宅以外の場所に人を集めて行う催眠商法などについて、契約解除が認められる「クーリングオフ制度」があります。クーリングオフの期間を過ぎていても解除出来る場合がありますので、困った時には、福祉専門法律相談を利用しましょう。



クーリングオフを使おう！

1. ハガキに右の例を参考に記入
2. 発送前にハガキを両面コピー
3. ハガキは「書留郵便」か「内容証明郵便」で発送
4. 支払がクレジットカードの場合はクレジットカード会社にも発送

契約解除通知書

- 契約（申込み）年月日
- 販売会社名
- 担当者名
- 商品名
- 契約金額

上記日付の契約を解除します。

平成〇年〇月〇日

住所、氏名、連絡先

ハガキの裏面の例

ご相談は ちよだ成年後見センターへ

社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会

ちよだ成年後見センター

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年始年末を除く）

午前8時30分～午後5時15分

住所 〒101-0065 千代田区西神田1-3-4 西神田庁舎4階

電話 03-5282-3100

FAX 03-5282-3718

E-mail kouken@chiyoda-cosw.or.jp



最寄り駅

● JR「水道橋」東口

● 都営三田線・新宿線

都営三田線「水道橋」徒歩5分

東京メトロ半蔵門線「神保町」A5出口 徒歩5分